

02.再生資源の利用の促進について

再生資源の利用の促進について

平成3年10月25日 建設省技調発第243-2号

建設大臣官房技術審議官から

都道府県土木（土木・建築）部長

各政令指定都市建設（土木・道路）局長

関係公団担当理事あて

平成3年4月26日付けで公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年10月25日から施行されたところである。

建設工事において、再生資源の利用を促進するためには、建設工事の発注者の役割が重要であり、建設工事の実施にあたっては、本法を踏まえ再生資源の利用の促進に努めることが必要である。

については、建設経済局長より貴機関あてに依頼されたところであるが、建設工事の実施にあたり、下記事項について十分留意のうえ、建設工事の請負者と相互に協力しつつ再生資源の利用の促進に努めるよう別紙のとおり各地方建設局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、貴職の発注に係る建設工事についても再生資源の利用の促進が図られるよう参考までに送付する。

なお、貴管下の市町村等に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

再生資源の利用の促進について

平成3年4月26日付けで公布された「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年10月25日から施行されたところである。

建設工事において再生資源の利用を促進するためには、建設工事の発注者の役割が重要であり、建設工事の実施にあたっては、本法を踏まえ再生資源の利用の促進に努めることが必要である。

については、建設工事の実施にあたり、下記事項について十分留意のうえ、建設工事の請負者と相互に協力しつつ再生資源の利用の促進に努められたく通知する。

なお、建設経済局長より建設業者団体の長あてに別添の通知がなされたところであるので申し添える。

記

1. 再生資源の利用

- (1) 再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の規定に基づき、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊について、建設業が特定業種に定められたところである。

建設工事の発注を行うに際しては、法第四条に基づき再生資源を利用するよう努めること。

この場合、再生資源の利用の促進に関する基本方針（平成3年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第1号（以下「基本方針」という。）に基づいて実施すること。

- (2) 設計にあたっては、品質等に配慮しつつ可能な限り再生資源を利用することに努めること。

利用する場合は、必要な事項を設計図書において明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。

- (3) 積算にあたっては、必要な費用を計上すること。特に、再生資源について資材として価格を設定する場合は、地域の実態に即した実勢価格の把握に努めること。

2. 指定副産物に係る再生資源の利用の促進

- (1) 法第二条第五号の規定に基づく指定副産物として、建設業では、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊及び木材が定められたところである。

建設工事の発注を行うに際しては、可能な限りこれらの建設業に係る指定副産物を再生資源として利用することを促進すること。

この場合、基本方針に基づいて実施すること。

- (2) 設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制に資する施行方法又は資材の選択に努めること。また、建設工事を施行する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を踏まえ、可能な限りに工事現場における建設副産物の分別並びに破砕又は切断、再資源化施設等への搬出等を条件として付することに努めること。

これらについて、必要な事項を設計図書において施行条件として明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。

- (3) 積算にあたっては、必要な費用を計上すること。特に、工事現場から再資源化施設等までの運搬費用及び再資源化施設の入入れに要する費用等を適正に計上すること。

3. 各事業執行機関における再生資源の利用の促進を図るため、地方建設局と地方公共団体等との緊密な連携を図り、情報交換を活発に行うこと。

別 添

再生資源の利用の促進に関する法律の施行について

平成3年10月25日 建設省経建発第224号

建設省経済局長から
建設業者団体の長あて

平成3年4月26日付けで公布された再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年10月25日から施行されたところである。

本法の目的は資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって、国民生活の健全な発展に寄与しようとするものである。

また、建設工事において、再生資源の利用を促進することは円滑な建設工事の実施にとって欠くべからざるものである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記事項に留意の上、貴団体傘下の建設業者に対し、本法の周知徹底を図りその遵守について適正な指導に努められたい。

記

1. 再生資源の利用

再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の規定に基づき、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊について、建設業が特定業種として定められたので再生資源の利用の促進に関する基本方針（平成3年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第1号。以下「基本方針」という。）及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項（平成3年建設省令第19号。以下「利用に関する判断の基準」という。）に基づき建設工事における再生資源の利用を図ること。

特に、再生資源の利用に当たっては、工作物に要求される機能を確保し利用に関する判断の基準において定められた用途に利用すること等により積極的な利用を図ること。

2. 指定副産物に係る再生資源の利用の促進

法第2条第5項の規定に基づく指定副産物として、建設業について土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材が定められたので、基本方針及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項（平成3年建設省令第20号。以下「利用の促進に関する判

断の基準」という。)に基づき指定副産物に係る再生資源の利用の促進を図ること。

特に、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に当たっては、利用の促進に関する判断の基準において定めた再資源化施設の活用を図ること等により、積極的な再生資源の利用の促進を図ること。

3. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成等

発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業者は、利用に関する判断の基準及び利用の促進に関する判断の基準に基づいて一定規模以上の工事について、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、建設工事完成後、その実績を記録するとともに一定期間保存すること。

4. 管理体制の整備

建設工事業者は、建設工事現場において責任者を置く等、管理体制の整備を図ること。